

# 夜間金庫規定

足立成和信用金庫

# 夜間金庫規定

## 1. (利用目的)

この夜間金庫（以下「金庫」という。）は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。なお、窓口営業時間中に利用した場合も、窓口営業時間外に利用した場合と同様に取扱います。

## 2. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以降継続後も同様とします。

## 3. (使用料)

- (1) この金庫の使用料は、店頭表示の使用料を1年分前払いするものとし、毎年4月7日（休日の場合は翌営業日）に、本人が指定した預金口座から当座預金、普通預金の払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。  
なお、当初契約期間の使用料は、契約日の属する月の翌月分より3月まで月割計算により使用料を支払ってください。
- (2) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4. (利用方法)

- (1) この金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、入金票および通帳等とともに預入用カバンに入れ、その預入用カバンを施錠の上金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預入用カバンを投入したのちは、金庫の扉が閉じたことを確認の上、レシート（利用記録票）を受け取ってください。
- (3) 預入用カバンは第1条の利用目的以外には使用しないでください。

## 5. (預金への受入処理)

- (1) この金庫に投入された預入用カバンの現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、確認の上指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。  
この処理をしたうえは、この金額の相違については当金庫はその責任を負いません。

## 6. (預入用カバン等の返却)

預入用カバンならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ利用記録票と引き換えに受取ってください。

## 7. (鍵の保管)

- (1) 金庫鍵は本人が保管し、その鍵を利用して金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預入用カバンの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し預入用カバンの開閉に使用します。

## 8. (鍵、預入用カバン等の喪失・破損)

- (1) 金庫扉鍵、預入用カバン正鍵および預入用カバンを紛失、または破損したときは、直ちに書面によってお届けください。  
なお、この場合、修理費・再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。
- (2) 前項の場合、鍵・預入用カバンの再交付まで相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 9. (届出事項の変更)

- (1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しないときや本人が正当な理由なく到着を妨げたときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

## 10. (損害の負担)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めにならない事由により、夜間金庫設備の故障等が発生した場合には、夜間金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

## 12. (解約等)

- (1) この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、

金庫扉鍵、預入用カバン正鍵、預入用カバンおよび届出の印章を持参し、手続をしてください。

なお、金庫扉鍵、預入用カバン正鍵、預入用カバンを紛失した場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①本人が使用料その他本人が負担すべき費用を支払わないとき。

②本人について相続の開始があったとき。

③本人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④店舗の改築、その他相当の事由があるとき。

⑤本人がこの規定に違反したとき。

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの金庫の利用を停止し、この契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。

①本人が金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

②本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等

F. その他前各号に準ずる者

③本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 使用料の精算は金庫扉鍵・預入用カバン鍵・預入用カバンが当金庫へ返却された時をもって行います。

- (5) 使用料その他本人が負担すべき費用が支払われないときは、金庫の利用があっても当金庫は預入用カバンを留め置き、返却しないことができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

13. (譲渡・転貸の禁止)

この金庫の利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、金庫扉鍵、預入用カバン鍵、および預入用カバンについても同様とします。

14. (金庫の修繕・移転)

金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が金庫の一時利用中止または金庫・鍵・預入用カバンの変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15. (規定の準用)

この規定の定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

16. (免責事項)

当金庫は、前条及び12条(2)(3)により本契約が解約された場合には、本人に損害が生じたとしても、これを一切賠償しないものといたします。

17. (規定の改訂)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上